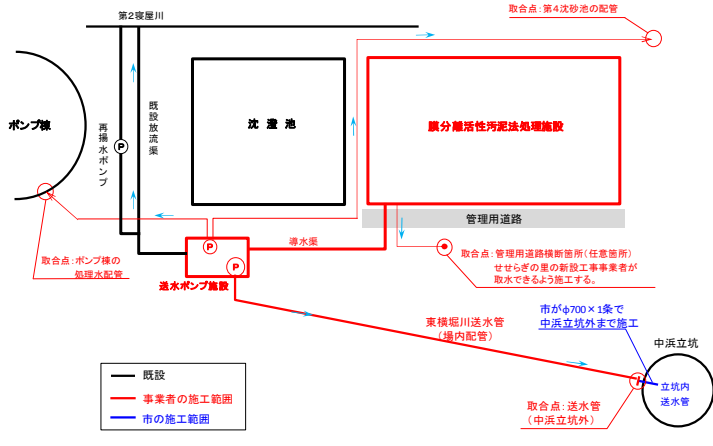
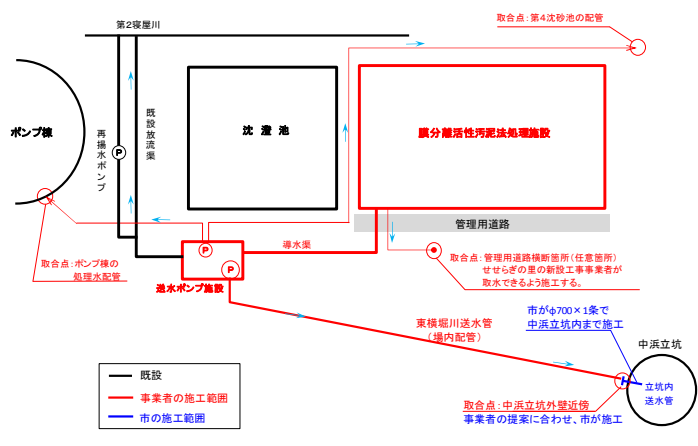


平成 28 年 7 月 15 日 公告

中浜下水処理場水処理施設整備事業

要求水準書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

正誤表

訂正箇所	誤	正
<p>要求水準書 P.5 1-2 立地条件 図1-2 中浜下水処理場一般平面図 及び対象施設</p>	<p>【別紙1】のとおり</p>	<p>【別紙2】のとおり (晴天時用洗浄排水管路の変更)</p>
<p>要求水準書 P.26 3-2-2 処理水の取合い点</p>	<p>【東横堀川への送水分】 取合い点は、中浜立坑外まで市が新設する送水管とし、事業者が、中浜立坑まで送水管を新設し、つなぎ込みを行う。</p>  <p>図3-2 処理水の取合い点</p>	<p>【東横堀川への送水分】 取合い点は、中浜立坑外壁までとし、事業者が、中浜立坑外壁まで送水管を新設し、市がつなぎ込みを行う。</p>  <p>図3-2 処理水の取合い点</p>
<p>要求水準書 P.28 3-2-6 工事期間中における処理水の取合い点</p>	<p>これにより、市と事業者の再利用水に係る取合い点は、中浜(西)処理場のろ過水配管とし、沈澄池への取水ポンプの設置及び中浜(東)処理場沈澄池までの送水管を事業者が施工する。なお、中浜(東)処理場沈澄池までの送水管については、施工中に使用しない既設の汚泥引抜配管を活用してもよいものとする。</p>	<p>これにより、市と事業者の再利用水に係る取合い点は、中浜(東)処理場沈澄池近傍にあるろ過水配管とし、そこから事業者が送水管を施工する。</p>

正誤表

訂正箇所	誤	正																																		
<p>要求水準書 P.40 3-4-2 機械設備に関する要求水準 (6)送水ポンプ設備</p>	<p>オ 処理水の場内利用先への取水ポンプを設置すること。ポンプ容量は、既設と同等とする。 ① 第4沈砂池ポンプ棟スクリーンかす等の洗浄水 ② ポンプ棟の洗浄水</p>	<p>オ 以下に示す、処理水の場内利用先への既設ポンプを移設すること。 ①二次処理水取水ポンプ ②沈砂洗浄用水中ポンプ ③スクリーンかす洗浄水ポンプ</p>																																		
<p>要求水準書 P.52 3-4-4 土木施設に関する要求水準 (12)東横堀川送水管(送水ポンプ施設～中浜立坑)</p>	<p>イ 東横堀川送水管(送水ポンプ施設～中浜立坑)の新設に係る提案にあたっては、(別紙4)に示す場内道路横断面図を参考とすること。なお、場内道路横断面部において架空配管での横断を提案する場合は、関連工事(放出下水処理場への送水管(計量器室～中浜立坑)の新設工事)で施工する架台に設置することとする。</p>	<p>イ 東横堀川送水管(送水ポンプ施設～中浜立坑)の新設に係る提案にあたっては、(別紙4)に示す場内道路横断面図を参考とすること。なお、場内道路横断面部は埋設とする。</p>																																		
<p>要求水準書 P.62 4-7-3 試験業務 表4-7 各種調査試験項目(温室効果ガス排出量試験)</p>	<p>表4-7 各種調査試験項目(温室効果ガス排出量試験)</p> <p>■温室効果ガス排出量試験</p> <table border="1" data-bbox="629 802 1200 959"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">目</th> <th colspan="2">採取試料</th> <th rowspan="2">試験頻度</th> </tr> <tr> <th>無酸素槽 1)</th> <th>好気槽 1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メ</td> <td>タン</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>□: 1回以上/3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>酸化二窒素 (亜酸化窒素)</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>1) 施設構造等の制約により、槽別に採取できない場合は反応槽全体を対象とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 水処理施設から排出される温室効果ガスを実測する(高速ろ過施設からの排出量は対象外)</p>	項	目	採取試料		試験頻度	無酸素槽 1)	好気槽 1)	メ	タン	◎	◎	□: 1回以上/3ヶ月	一	酸化二窒素 (亜酸化窒素)	◎	◎	1) 施設構造等の制約により、槽別に採取できない場合は反応槽全体を対象とする	<p>表4-7 各種調査試験項目(温室効果ガス排出量試験)</p> <p>■温室効果ガス排出量試験</p> <table border="1" data-bbox="1397 798 1993 954"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">目</th> <th colspan="2">採取試料</th> <th rowspan="2">試験頻度</th> </tr> <tr> <th>無酸素槽 1)</th> <th>好気槽 1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メ</td> <td>タン</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>□: 1回以上/3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>酸化二窒素 (亜酸化窒素)</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>1) 施設構造等の制約により、槽別に採取できない場合は反応槽全体を対象とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 水処理施設から排出される温室効果ガスを実測する(高速ろ過施設からの排出量は対象外)</p>	項	目	採取試料		試験頻度	無酸素槽 1)	好気槽 1)	メ	タン	◎	◎	□: 1回以上/3ヶ月	一	酸化二窒素 (亜酸化窒素)	◎	◎	1) 施設構造等の制約により、槽別に採取できない場合は反応槽全体を対象とする
項	目			採取試料			試験頻度																													
		無酸素槽 1)	好気槽 1)																																	
メ	タン	◎	◎	□: 1回以上/3ヶ月																																
一	酸化二窒素 (亜酸化窒素)	◎	◎	1) 施設構造等の制約により、槽別に採取できない場合は反応槽全体を対象とする																																
項	目	採取試料		試験頻度																																
		無酸素槽 1)	好気槽 1)																																	
メ	タン	◎	◎	□: 1回以上/3ヶ月																																
一	酸化二窒素 (亜酸化窒素)	◎	◎	1) 施設構造等の制約により、槽別に採取できない場合は反応槽全体を対象とする																																
<p>要求水準書 P.64 4-7-7 その他の業務 (7)事業者が市に対して行う報告に関する事項</p>	<p>イ 水質試験等による測定結果に関する事項 事業者は、水質を測定し、市が指定する様式により、月報、年報として提出する。水質試験並びに汚泥試験の対象とする試料、項目、頻度は、添付資料に示す事項の他、事業者が施設に合わせて適正な運転管理ができる内容とする。</p>	<p>イ 水質試験等による測定結果に関する事項 事業者は、水質を測定し、市が指定する様式により、月報、年報として提出する。水質試験並びに汚泥試験の対象とする試料、項目、頻度は、表4-1～4-7に示す事項の他、事業者が施設に合わせて適正な運転管理ができる内容とする。</p>																																		
<p>要求水準書 P.114 (別紙4)東横堀川への送水ポンプ施設及び送水管に係る参考図</p>	<p>(2)東横堀川送水管(送水ポンプ施設～中浜立坑)参考図(図4-3、4-4)</p>	<p>(2)東横堀川送水管(送水ポンプ施設～中浜立坑)参考図(図4-3、4-4、4-5) ※【図4-5】は別紙3のとおり</p>																																		

【別紙1】要求水準書 P.5 1-2 立地条件 図1-2 中浜下水処理場一般平面図及び対象施設（誤）

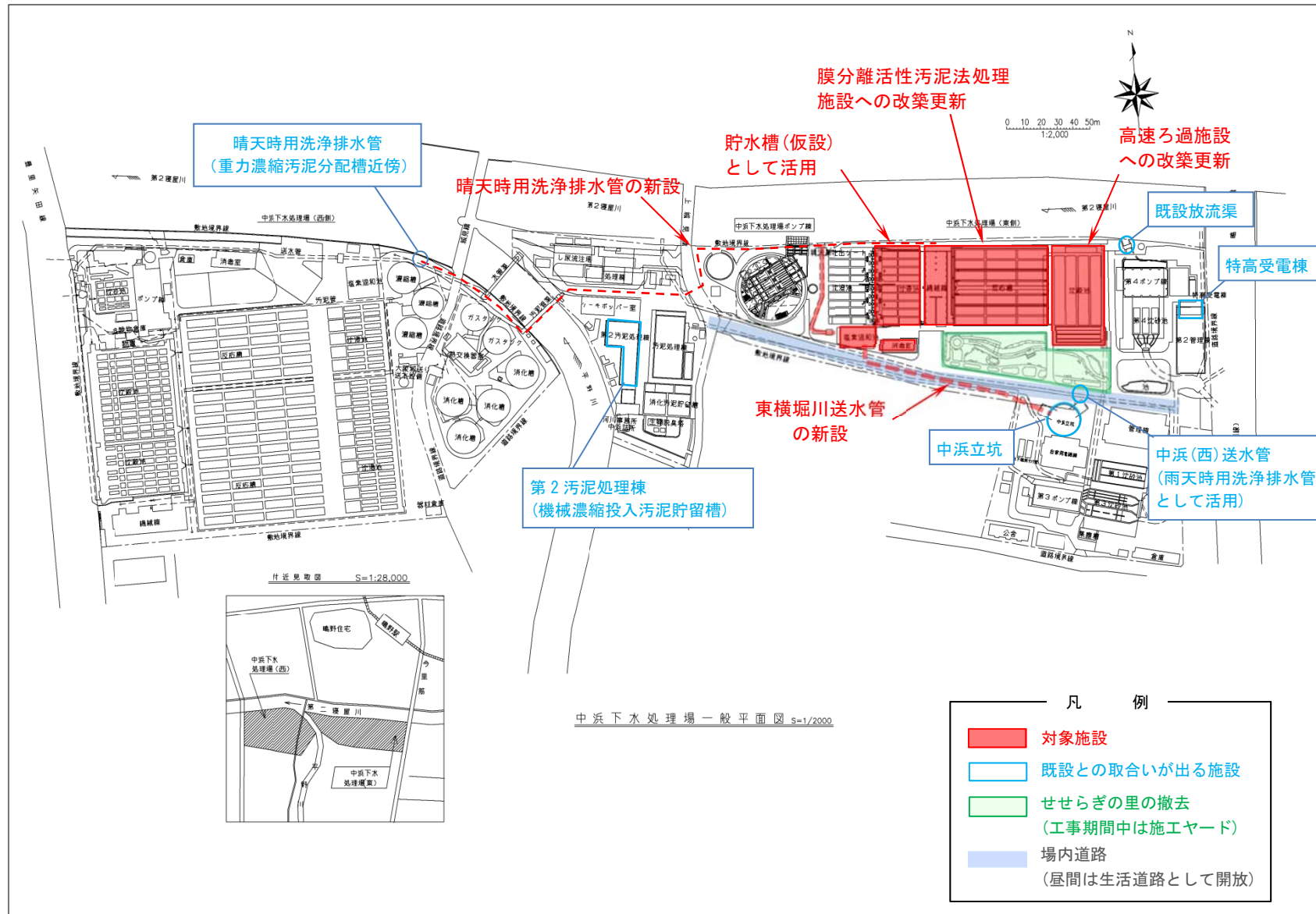


図1-2 中浜下水処理場一般平面図及び対象施設

【別紙2】要求水準書 P.5 1-2 立地条件 図1-2 中浜下水処理場一般平面図及び対象施設（正）

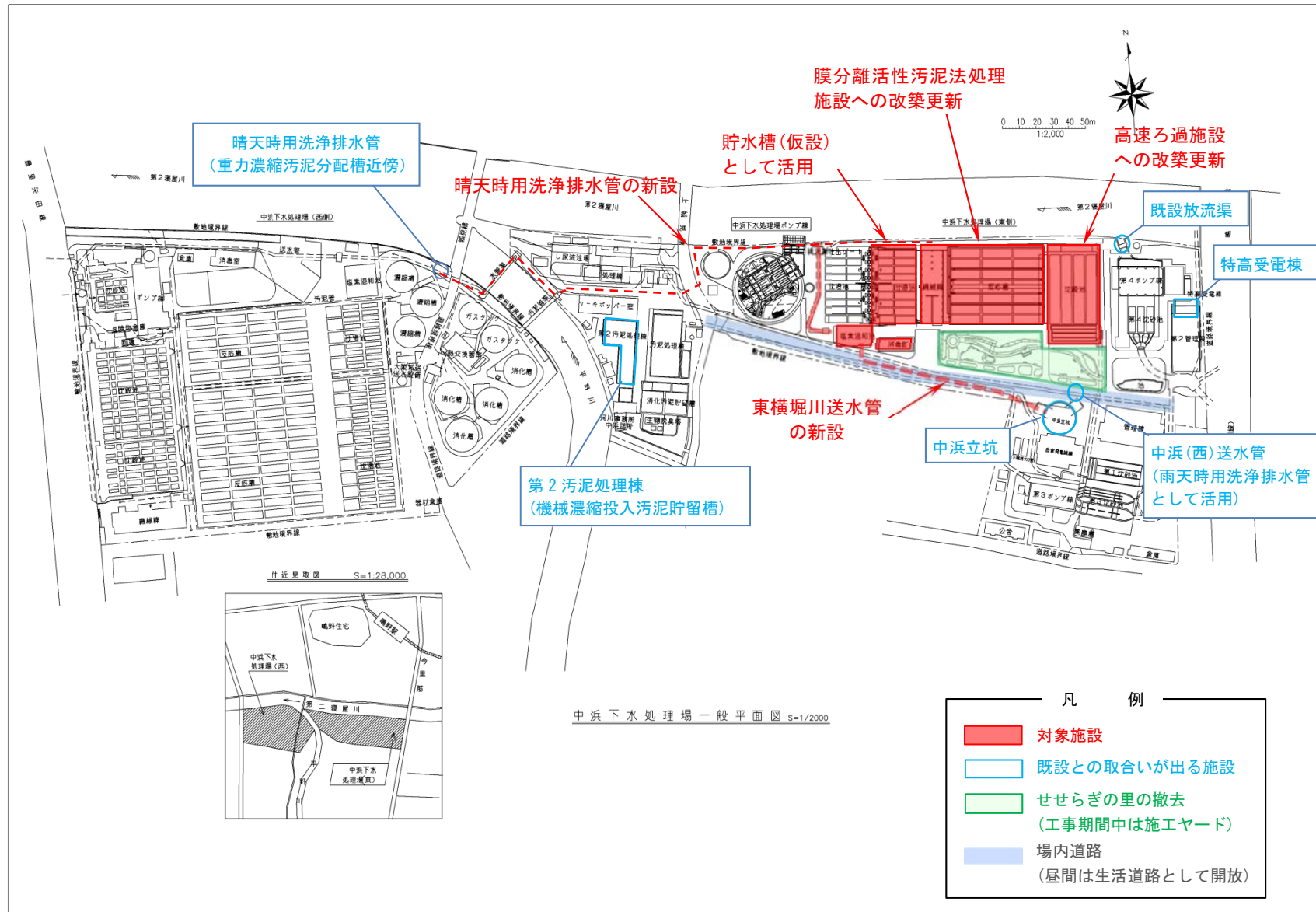


図1-2 中浜下水処理場一般平面図及び対象施設

